

議案第5号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成29年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第9条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（任

期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与(愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年愛西市条例第12号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第3条及び第4条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3条及び第4条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。